

令和 8 年度

国 土 政 策 局 関 係
予 算 決 定 概 要

令和 7 年 12 月

国土交通省国土政策局

目次

I 令和8年度予算総括表

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. 国土政策局関係予算国費総括表 | 1 |
| 2. 特定地域振興関係予算国費総括表 | 2 |

II 予算概要

3

III 個別事項

- | | |
|---|----|
| 1. 国土計画の推進 | 5 |
| 2. 離島、奄美群島、小笠原諸島、半島、豪雪地帯の
振興支援 | 14 |
| 3. 防災・減災への機動的な対応 | 22 |

I. 令和8年度予算総括表

1. 国土政策局関係予算国費総括表

(単位：百万円)

事 項	8年度 (A)	前年度 予算額 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
I. 行政経費			
1. 国土計画の推進	100	109	0.92
(1) 国土形成計画の実装	87	90	0.97
うち　・二地域居住等の促進・地域生活圏の形成等	63	54	1.16
(2) 国土利用計画の推進	13	19	0.71
うち　・市町村管理構想・地域管理構想の策定推進	13	19	0.71
2. 離島、奄美群島、小笠原諸島、半島、豪雪地帯の振興支援	4,651	4,693	0.99
うち　・離島活性化交付金	1,001	1,006	1.00
・スマートアイランド	87	111	0.78
・奄美群島振興への支援	2,382	2,368	1.01
・小笠原諸島振興開発施策の推進	1,051	1,067	0.99
・半島地域振興施策の推進	68	72	0.94
・豪雪地帯対策の推進	62	69	0.91
3. その他	198	201	0.99
行政経費　　計	4,949	5,002	0.99
II. 公共事業関係費			
○推進費等	14,261	14,217	1.00
・官民連携基盤整備推進調査費	332	331	1.00
・防災・減災対策等強化事業推進費	13,929	13,886	1.00
○離島振興及び奄美振興〈一括計上分〉	55,808	55,416	1.01
・離島振興事業	38,155	37,469	1.02
・奄美群島振興開発事業	17,653	17,947	0.98
公共事業関係費　　計	70,069	69,633	1.01
合　　計	75,018	74,635	1.01

(注) 1. 本表のほか、社会資本整備総合交付金（広域連携事業） 459,693百万円の内数がある。

2. 端数処理の関係で、合計額等は必ずしも一致しない。

2. 特定地域振興関係予算国費総括表

(単位：百万円)

区分	令和8年度 (A)	前年度 (B)	対前年度 倍率 (A/B)
< 離島振興 >	39,242	38,586	1.02
治山治水	1,597	1,714	0.93
道路整備	1,877	1,852	1.01
港湾空港	3,797	3,769	1.01
道路環境	1,347	1,360	0.99
水道廃棄物処理	1,821	1,883	0.97
農林水産基盤整備	14,715	14,237	1.03
社会資本総合整備	13,001	12,654	1.03
公共事業関係費 計	38,155	37,469	1.02
行政経費 計	1,087	1,117	0.97
< 奄美振興 >	20,035	20,315	0.99
治山治水	363	378	0.96
道路整備	399	399	1.00
港湾空港	1,749	1,722	1.02
道路環境	147	147	1.00
水道廃棄物処理	538	517	1.04
農林水産基盤整備	7,134	7,408	0.96
社会資本総合整備	7,323	7,376	0.99
公共事業関係費 計	17,653	17,947	0.98
行政経費 計	2,382	2,368	1.01
< 小笠原振興 >			
行政経費 計	1,051	1,067	0.99
< 半島振興 >			
行政経費 計	68	72	0.94
< 豪雪地帯対策 >			
行政経費 計	62	69	0.91
公共事業関係費 合計	55,808	55,416	1.01
行政経費 合計	4,651	4,693	0.99

- (注) 1. 離島振興及び奄美振興については、一般公共事業の国土交通省一括計上分及び行政経費を計上している。
2. 離島振興予算に計上される港湾空港の3,797百万円に含まれる空港整備事業費は、自動車安全特別会計空港整備勘定で計上される事業費の財源の一部であり、同特別会計同勘定における離島の空港整備事業に関する令和8年度予算額を含むと5,841百万円となっている。
3. 奄美振興予算に計上される港湾空港の1,749百万円に含まれる空港整備事業費は、自動車安全特別会計空港整備勘定で計上される事業費の財源の一部であり、同特別会計同勘定における奄美の空港整備事業に関する令和8年度予算額を含むと2,654百万円となっている。
4. 端数処理の関係で、合計額等は必ずしも一致しない。

II 予算概要

1. 国土計画の推進

予算額 100 百万円（対前年度比 0.92 倍）行政経費
予算額 332 百万円（対前年度比 1.00 倍）公共事業関係費
※このほか、広域連携事業分として社会資本整備総合交付金
459,693 百万円の内数がある。

（1）国土形成計画の実装

令和5年7月28日に閣議決定した第三次国土形成計画（全国計画）が目指す「新時代に地域力をつなぐ国土」の理念の実現に向けて、施策の実装に取り組んでまいります。広域地方計画等に基づき、地域資源を最大限活かし各圏の機能分散と広域圏内外の交流・連携を通じた連結強化を図るとともに、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を推進します。これにより、広域圏からコミュニティまでの各階層にわたる生活・経済圏域を重層的に形成し、二地域居住等をはじめとする地方への人の流れの創出・拡大を進め、「シームレスな拠点連結型国土」の実現を図ってまいります。

特に、二地域居住等の促進については、法整備を令和6年に行ったところであり、二地域居住者と地域を繋ぐ特定居住支援法人のマッチング機能の強化等を図るとともに、更なる普及への課題の解決に向けたモデル的な取組への支援を行ってまいります。

また、「地域生活圏」の形成については、地域の課題解決への機運醸成に向け、先導的な取組や人材育成の支援を行うこととあわせて、資金や人材を呼び込む環境整備として事業分野横断の官民プラットフォーム（仮称）の創設を行います。

（2）国土利用計画の推進

令和5年7月28日に閣議決定した第六次国土利用計画で掲げた「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」の実現に向けて、人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の低下などに対応していくため、「国土の管理構想」による最適な国土利用・管理の取組を推進してまいります。

2. 離島、奄美群島、小笠原諸島、半島、豪雪地帯の振興支援

予算額 4,651 百万円（対前年度比 0.99 倍）行政経費
※このほか、離島広域活性化事業分として社会資本整備総合交付金 459,693 百万円の内数がある。

条件不利地域である離島、奄美群島、小笠原諸島、半島、豪雪地帯について、条件不利性の克服に留まらず、定住・交流促進の取組や、地域の資源や特性を活かした取組を支援します。

3. 防災・減災への機動的な対応

予算額 13,929 百万円（対前年度比 1.00 倍）公共事業関係費

気候変動の影響等により豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度途中に緊急的かつ機動的に予算を配分し、防災・減災対策等の強化を図る公共事業を支援します。

4. その他

予算額 198 百万円（対前年度比 0.99 倍）行政経費

III 個別事項

1. 国土計画の推進

(1) 国土形成計画の実装

二地域居住の促進・地域生活圏の形成

令和8年度予算額：39百万円（前年度：20百万円）
令和7年度補正予算額：600百万円

- 二地域居住の促進に向けて、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターの役割を果たす中間支援組織の育成・確保を図るとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けたモデル的な取組を支援する。併せて、官民連携の核となる官民共創のプラットフォームの機能強化や、二地域居住を含む関係人口の実態把握のための調査を実施し、加えて、二地域居住者の受入れの基盤の構築に資する地域生活圏の形成支援を進める。

※骨太方針2025（抜粋）

- ・地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者・女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。
- ・関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。
- ・持続可能な国土形成に向け、地域生活圏を基本として、各種サービス機能の集約拠点の形成と国土全体の連結強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援（当初・補正）

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

＜取組の内容例＞

「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチング
イベント、Webシステム整備等

「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のための
コミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



地域生活圏の形成支援（当初・補正）

地域生活圏に係る先導的な取組や人材育成を支援し、多様なステークホルダーから構成される主体の育成を図る。また、資金や人材の呼び込みに向けた環境整備を行う。

＜取組の内容例＞

官民連携主体によるビジョンや事業計画の検討、
実証調査に対する支援 等



二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装（当初・補正）

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

＜取組の内容例＞

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策（補正）

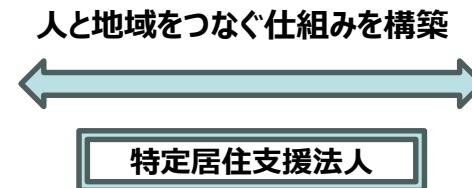
官民共創を加速・恒常化し、プラットフォーム機能を強化。自治体と事業者のマッチングや事例共有、課題協議の場の運営を支援する。

関係人口の拡大・深化に関する調査・検討（当初）

関係人口の実態を把握し、インパクト測定事例等を示す調査を実施。

地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

- 令和6年、二地域居住を促進するための活動や調査を行う法人（特定居住支援法人）の市町村による指定制度が創設。
- この法人には、特に、二地域居住希望者と地域の人材ニーズのマッチングや、空き家など生活環境の提供を調整する役割が期待されている。
- 特定居住支援法人の取組について、モデルとなるものの構築を支援し、指定拡大や取組内容の充実を後押しするもの。
- 都道府県をまたぐもの、全国的な法人によるもの等の広域にわたるものから、地域密着の取組まで幅広い態様に応じた支援を行う。



- 特定居住支援法人の指定及び全国二地域居住等促進官民プラットフォームへの参画が要件

取組例

【目的】

広域型

都市部の二地域居住希望者と受入地域のニーズをマッチングし、Webプラットフォームや交流イベント等を通じて、潜在的な希望者を掘り起こし、情報発信・相談支援等を行うことで、広域的なネットワークにより多様な選択肢を提供する。

【取組例】

- ・Webマッチングプラットフォーム構築
- ・都市部での説明会・交流イベント開催
- ・オンライン相談窓口設置
- ・二地域居住モデル事例の発信

- ・都市部企業との連携促進
- ・空き家情報等のデータ整備・提供
- ・地域体験プログラムのパッケージ化
- ・マッチングイベント開催、潜在層発掘

【目的】

地域密着型

地域における二地域居住者へのニーズを丁寧に整理・分析し、空き家活用等の住環境整備、二地域居住者向けのなりわい提供、コミュニティ形成を通じて二地域居住者の定着を支援し、地域の活性化と持続可能な暮らしの基盤を構築する。

【取組例】

- ・地域ニーズの収集・整理
- ・二地域居住希望者と地域住民との交流
- ・地域案内・生活サポート等の人材育成
- ・空き家改修支援の体制整備

- ・地域内求人情報の集約・発信
- ・受入体制のガイドライン策定
- ・地域の農業・文化の体験イベントの実施
- ・相談・交流の場の設置によるコミュニティ形成

二地域居住先において安心して生活できる受入れ体制を構築することで、二地域居住を通じた新たな人の流れを創出・拡大

- 二地域居住等の促進にあたる様々な課題解決に向けて、官民連携による持続的な取組モデルの構築を図っていく必要がある。
- 特に、二地域居住の負担軽減を持続的に図っていく仕組みづくりや、ふるさと住民登録制度とも連携した取組、事前防災等の災害対策にも資する取組等の先導的なプロジェクトを実証・実装し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を支援する。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

- ・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。
- ・二地域居住の様々な課題について、先導的なモデルとなる官民連携のプロジェクトを支援するもの。特に、下記テーマについては重点的な対象として評価。

【特定テーマ】 ①二地域居住者の負担軽減のための持続可能な取組 ②ふるさと住民登録制度との連携に向けた取組 ③事前防災等の災害対策に資する取組

【支援の前提となる要件】

- ・核となる自治体に特定居住促進計画があり、かつ核となる民間法人が特定居住支援法人に指定されていること（案段階でも事業実施までの策定・指定でも可。）
- ・官民双方の核となる主体が全国二地域居住等官民連携プラットフォームに参画していること

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要なシステム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額

・実証実施に要する経費

1／2

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

※実施地方公共団体による特定居住促進計画の策定及び特定居住支援法人の指定は必須

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、新たな人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

地域生活圏の形成

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。
- 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する先導的な取組や人材育成に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。
- また、民間事業者や地方自治体、金融機関等が参加する**官民プラットフォーム（仮称）を創設**し、資金や人材を呼び込む環境整備に向けた調査等を行う。

地域生活圏形成リーディング事業

1. 先導的な取組への支援

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取・連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

【支援額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1／2
 - ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2／3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

2. 人材育成への支援

- 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。

【支援対象事業者】

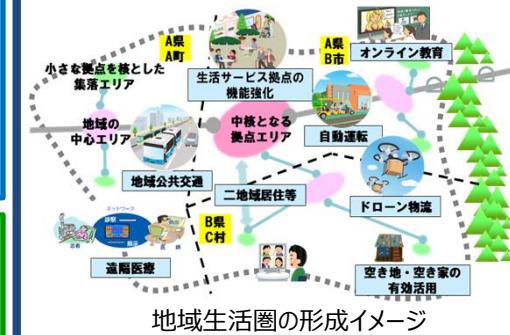
都道府県・市町村、民間事業者

【支援対象経費】

地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費

【支援額】

定額（上限500万円）



<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

官民プラットフォーム（仮称）の創設に係る資金・人材を呼び込む環境整備

- 民間事業者や地方自治体、金融機関等が参加する官民プラットフォーム（仮称）を創設し、官民・民民の連携強化を進めるとともに、地域課題解決の取組による地域への効果を「社会的インパクト」として可視化する調査等により、資金や人材を呼び込む環境整備を行う。

国土形成計画、国土利用計画及び広域地方計画のモニタリングの推進

令和8年度予算額：24百万円（前年度：24百万円）

- 國土形成計画（令和5年7月28日閣議決定）においては、「國土計画の策定、推進及び評価のプロセスを通じた効率的かつ効果的な進行管理（國土計画のマネジメントサイクル）を行うため、地理空間情報を最大限活用して、計画のモニタリングを実施すること」としている。
 - また、現在、次期広域地方計画の策定に向け、全国8つの圏域ごとに、國の出先機関、地方公共団体、経済団体等で構成される広域地方計画協議会（官民プラットフォーム）において、令和8年6月頃の計画策定（國土交通大臣決定）を目指し、各主体が連携・協力し都府県を超えるプロジェクトの内容の検討等を進めているところ。
 - 本調査では、國土形成計画及び一体のものとして定める國土利用計画について、國土をめぐる様々な情報を常時収集、整理し、総合的・体系的に分析を行う計画のモニタリング調査を実施。また、広域地方計画について、プロジェクトの実施状況に係るモニタリングを実施し、次年度以降のプロジェクトの実施に向けたフォローアップを行う。

調査内容

国土形成計画・国土利用計画

- 国土形成計画・国土利用計画に掲げられた国土づくりの目標の進捗度を測るための指標の検討等を行う。

広域地方計画

- 都府県を超えるプロジェクト（広域連携プロジェクト）の進捗状況の把握のほか、課題や対応等を検討。
 - 検討結果を広域地方計画協議会に報告し、次年度以降のプロジェクトの実施方法等に反映させることで、効果的かつ着実な計画の推進につなげる。

国土形成計画・国土利用計画の国土づくりの目標

○国土形成計画

目指す国土の姿 「新時代に地域力をつなぐ国土」 - 異なる立場から見えた新時代の地域づくりの構築 -

デジタルとリアルの融合による 活力ある国土づくり ～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応 安心・安全な国土づくり ～災害等に屈しないしなやかで強い国土～

世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり ～森の国、海の国、文化の国～

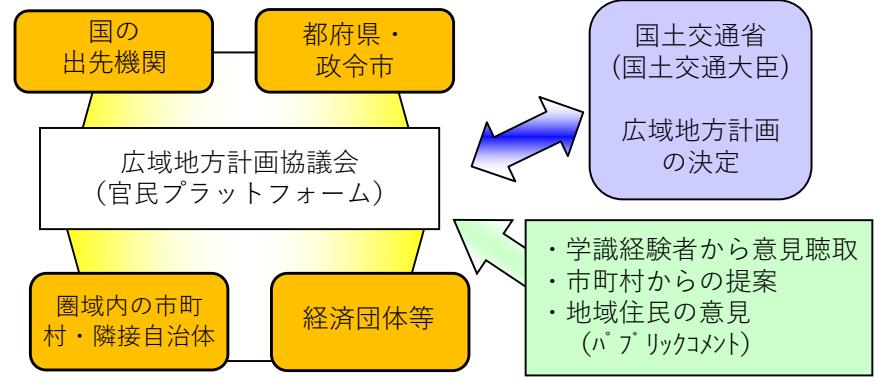
○国土利用計画

国土利用の基本方針： 「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

- ①地域全体の利益を実現する最適な
国土利用・管理
 - ②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い
国土利用・管理
 - ③健全な生態系の確保によりつながる
国土利用・管理
 - ④国土利用・管理DX
 - ⑤多様な主体の参加と官民連携による
国土利用・管理

広域地方計画協議会

- ・国の出先機関、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
 - ・計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力



～国土形成計画の実装～

広域地方計画等に基づく地域活性化への支援

令和8年度予算額：社総交 459,693百万円の内数
(前年度：同 487,410百万円の内数)
令和7年度補正予算額：同 51,041百万円の内数
(前年度：同 61,159百万円の内数)

第三次国土形成計画や広域地方計画等に基づき、地域が有する文化・産業等の地域資源の強みを最大限活かし、広域的な機能分散と連結強化等を通じた経済圏域の形成と、地方への人の流れの創出・拡大に資する取組による地域活性化を目的として、
○ 都道府県が連携して実施する基盤整備等の事業に対して、社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援する。
○ 民間事業者が国土交通大臣の認定を受けて実施する拠点施設の整備について、民間都市開発推進機構のメザニン支援等により支援する。

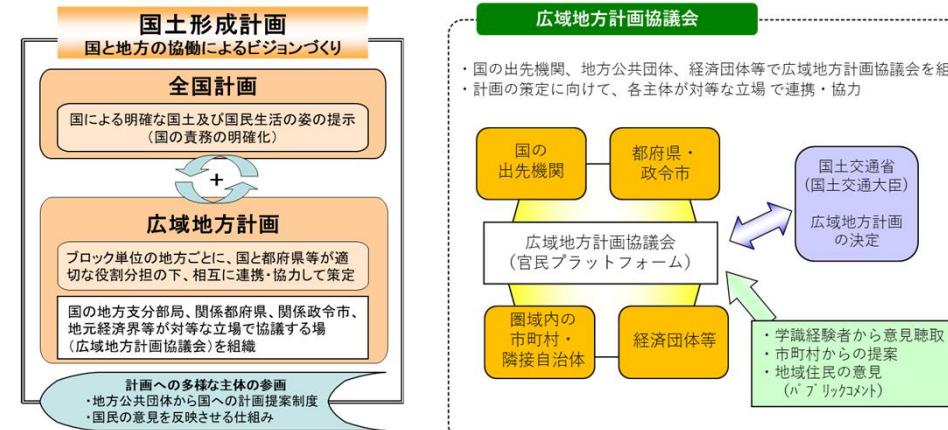
社会資本整備総合交付金 広域活性化事業(広域連携事業)

広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、複数都道府県※が連携・協力して取り組む基盤整備等をタイミング良く実施するための事業を支援

(交付対象) 都道府県

(交付率) 最大45%

※二地域居住等の促進を図る計画に限り連携要件を緩和、市町村が作成する特定居住促進計画への位置付け等は必須



民間による拠点施設整備事業への金融支援

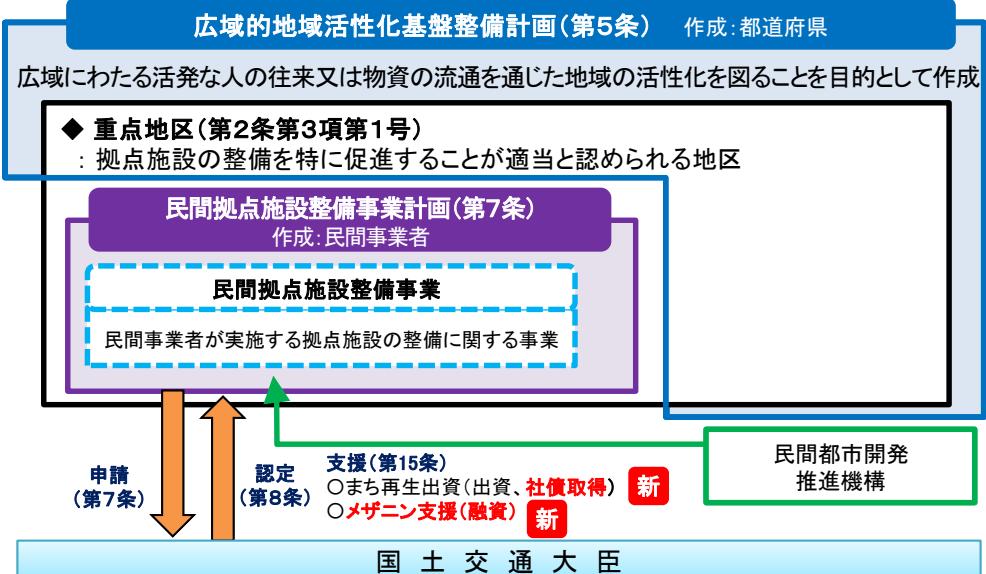
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、民間事業者^(※1)が国土交通大臣の認定を受けて実施する拠点施設の整備に対する民間都市開発推進機構による金融支援について、資金の貸付けによる支援(メザニン支援事業)を新たに創設^(※2)する。【拡充】

併せて、現行広活法の規定に基づく出資による支援(まち再生出資業務)について、まち再生基金を原資として、社債の取得を可能とする。

【拡充】

(※1) メザニン支援事業の支援対象については、認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら認定事業の施行を目的とする株式会社等を除く。

(※2) メザニン支援事業の財源として、政府保証借入及び政府保証債を要求。



（2）国土利用計画の推進

■概要

- 人口減少下では全ての土地について従来どおりの管理をしていくことは難しいとの認識に立ち、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方を検討する「国土の管理構想」**の取組を全国で進め、適切な国土利用・管理を促すこととしている。
- 今年度は、より実効性のある管理構想の取組促進を目指し、**民間企業やNPO等の多様な主体が連携した国土利用・管理の在り方について調査検討**を行うとともに、**取組普及を底上げするための人材育成**を行う。

■調査内容

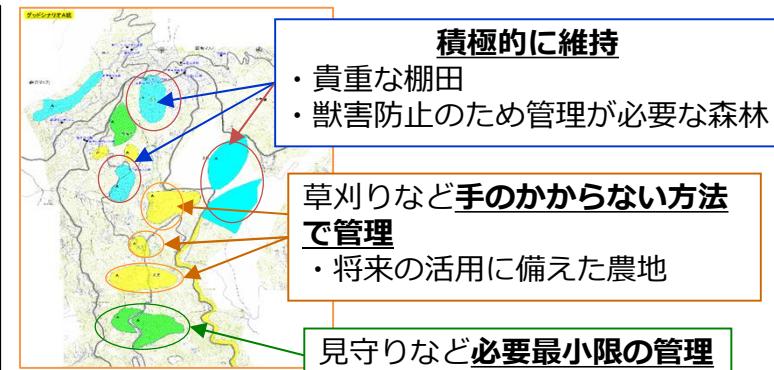
① 多様な主体が連携した取組の促進

- 民間企業やNPO等の主体が取り組む国土管理の事例収集を行うとともに、官民が連携して取り組む管理構想の実証調査を行い、それらの結果を踏まえ、官民連携した管理構想の促進にあたっての留意点等について調査検討を行う。

② 取組普及の底上げのための人材の育成強化

- 市町村等の管理構想の理解促進を図り、市町村による地域の管理構想策定の側面支援等が可能となるよう、市町村等の人材の育成強化を行うための研修を企画・実施する。

○地域管理構想図の例



■成果とその活用

- 環境負荷低減への貢献等を行おうとしている民間企業等の外部人材・資金を、国土利用・管理の取組に積極的に呼び込むことにつながる。
- 調査検討の結果を手引きや事例集等に反映させることで、新たな事例創出や既存の管理構想の見直し、取組内容のブラッシュアップにつなげることができる。
- 市町村による側面支援等の体制を構築することで、将来的に自発的な普及がのぞめる。

○民間企業による国土管理の例

- (右) 人事研修の一環として里山林を管理
(左) 病虫害対策として伐採した木を利用してウイスキー樽を製造



サントリーホールディングスHPを基に国土交通省作成

(参考) 地方創生2.0基本構想 施策集（令和7年6月13日）（抄）
第1章 政策の5本柱

1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (94) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進
- 扱い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようにするため、民間企業やNPO等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。
- （国土交通省国土政策局総合計画課）

2. 離島、奄美群島、小笠原諸島、半島、豪雪地帯の振興支援

離島活性化のための交付金

離島活性化交付金 令和8年度予算額：1,001百万円（前年度：1,006百万円）
令和7年度補正予算額：210百万円（前年度：250百万円）
離島広域活性化事業 社会資本整備総合交付金 459,693百万円の内数

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を離島活性化交付金で、ハード事業（施設整備等）を離島広域活性化事業で支援する。

離島活性化交付金

目的：戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図る。

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - －雇用の創出のための戦略產品開発
 - －戦略產品（5品目まで）の輸送費支援
 - －企業誘致・創業（離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援）等促進
- ・定住誘引事業
 - －U.I.Jターン希望者のための情報提供
- ・流通効率化事業
 - －コンテナ（冷凍、冷蔵含む）、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
 - －デジタル技術等新技術活用促進事業
 - －ローン、グリーンスローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
 - －買い物支援、高齢者の送迎支援等
- ・安全・安心向上事業
 - －防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - －パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - －中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成
- ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
 - －離島留学に関する支援、離島体験ツアー等

離島広域活性化事業（社会資本整備総合交付金）

目的：一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

※下線部分につき令和8年度拡充

○定住促進住宅整備事業

- ・定住促進住宅の整備（既存施設の改修等及び新築）※

○定住誘引施設整備事業

- ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）※
- ・交流施設の整備（既存施設の改修等及び新築）※

※既存施設の除却費用も対象とする

○流通効率化関連施設整備事業

- ・冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備

○定住基盤強化事業

- ・避難施設・非常用電源・備蓄倉庫、高付加価値コンテナ等の整備
- ・交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象
- ・定住促進住宅、定住誘引施設について二地域居住を促進する事業に重点的に配分

◆主な補助率：都道県、市町村……各事業の1/2以内
民間団体………各事業の1/3以内

広域連携体制構築調査等

令和8年度予算額：87百万円（前年度：111百万円）
令和7年度補正予算額：20百万円

スマートアイランドの推進

- 離島は四方を海などに囲まれ本土から隔離されているため、人の移動や物流への制約などの条件不利性を背景にした様々な課題を有している。
- このような、離島が抱える課題解決のため、ICTなどの新技術・デジタル技術の離島への実装を図るための「スマートアイランド推進実証調査」を実施する。
- 関係省庁や民間企業等とも連携して、新技術・デジタル技術の離島地域への実装・横展開を推進する。

スマートアイランドの実現に向けた取組

スマートアイランド推進実証調査

【実施内容】
離島自治体が特に取り組むべき課題（交通、医療・介護、行政・住民サービス等）に重点化するとともに、実装に向けたロードマップを策定

連携による
新技術・知見

新技術の発掘

追加・充実

スマートアイランド推進カタログ

【実施内容】
離島の課題解決に資する技術を取りまとめた「スマートアイランド推進カタログ」を公表・周知するとともに、その後も調査結果等を踏まえ、カタログの充実を図る。

スマートアイランド推進プラットフォーム

- 【目的】
・自立的に実装・横展開を行なう体制構築の支援
・新技術の発掘
- 【主な活動内容】
・伴走型のマッチング支援
・個別相談・企業紹介
・ニーズ・シーズや新技術の掘り起こし

実装・横展開の
推進を後押し

カタログに基づく
実装・横展開を推進

スマートアイランド推進アドバイザー派遣

【実施内容】
スマートアイランド推進カタログの技術/サービスを導入する地域や意欲のある小規模離島に対してアドバイザーを派遣し、伴走支援を強化

過去の実証調査の例

【課題】 医療

本土の医療従事者が島へ移動する際の時間・コスト等の負担



遠隔診療の様子

【課題】 防災

島民の災害や荒天時等における生活不安、生活環境改善



島民によるドローン操縦の様子

【課題】 交通物流

定期航路に依存した人流・物流形態による不自由な生活環境



自律航行船による
実証の様子

【課題】 エネルギー

島内の産業のための電力の安定供給



往復型回転加速式波力発電装置

アイランダー

【目的】

全国の離島地域の関係者が集まり、交流促進や定住促進のため、離島の魅力の情報発信を行う機会を提供し、都市住民やその他地域住民のニーズを把握

【内容】

- ① 交流事業や観光情報の発信
- ② 移住情報の発信（求人情報、空家、借家情報等）
- ③ 離島の伝統文化の体験、特産品の紹介等

※ 令和7年度補正予算：離島における官民連携による持続可能な物流効率化等体制づくりモデル事業

奄美群島振興交付金

令和8年度予算額： 2, 375百万円（前年度： 2, 362百万円）
令和7年度補正予算額： 560百万円（前年度： 550百万円）

- 奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上、定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民生活の利便性の向上などに資する事業を支援。
- 令和8年には世界自然遺産登録から5周年を迎えることから、世界自然遺産に一体として登録され、また地理的・歴史的に近接する沖縄との連携を一層強化するため、両地域の交流の促進等に資する事業に対する支援を継続・充実する。



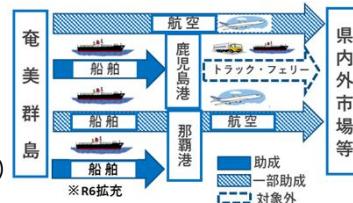
農林水産物等輸送コスト支援

- ◆ 農林水産物等の戦略產品の本土又は沖縄本島向けの移出に係る輸送費への支援

移出: 農林水産物(55品目)

加工品(市町村ごとに最大5品目)

移入: 原材料等(市町村ごとに最大5品目)



成長戦略の推進に向けた支援

- ◆ 左記のほか、奄美群島における雇用拡充、人材育成又は交流人口の拡大等を図るため、以下の事業を支援

- ・ 農林水産業の振興
(ブランド化、平張ハウスや貯蔵設備の整備等の台風対策 等)
- ・ 関係人口の拡大及び移住の促進
- ・ 教育及び文化の振興
- ・ 製造業の振興
- ・ 自然環境の保全及び再生
- ・ 防災対策の推進
- ・ 奄美群島での創業等に対する支援 等

※ 上記の事業のうち、民間事業者等と連携した取組(事業開始から3年以内)であって、

- ① 雇用創出・観光消費の促進が見込まれる創業・事業拡大への支援
 - ② 地域資源・デジタル技術等を活用した先駆的、先進的な取組
- については、特定重点配分対象として交付率を5/10から6/10にかさ上げし、強力に支援(特定重点配分対象事業)

航路・航空路運賃の軽減

- ◆ 奄美群島の住民・準住民(※)を対象とした県内路線及び沖縄路線の運賃割引への支援

※準住民: 奄美群島外の学校に在学し、群島民に扶養されている者及び介護帰省者

◎準住民の沖縄路線の運賃割引支援を令和8年度より拡充

- ◆ 旅行者を対象とした群島間路線や沖縄路線の運賃割引への支援

奄美・沖縄連携の促進

- ◆ 世界自然遺産にも登録された「奄美・沖縄」の周遊観光を促進するため、両地域で実施する旅行商品造成やプロモーション等の取組を支援
- ◆ このほか、島唄等の文化や自然を通じた両地域の子ども達の相互交流等の取組を支援



小笠原諸島振興開発施策の推進

令和8年度予算額： 1, 051百万円（前年度： 1, 067百万円）
令和7年度補正予算額： 300百万円（前年度： 480百万円）

小笠原諸島の特性を最大限に生かし、地域の主体的な取組を支援

島民・観光客の安全確保のための防災施設の整備、世界自然遺産である自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援する。



小笠原諸島振興開発事業費補助(ハード事業)

港湾整備

農業・水産業基盤整備

農業・水産業振興

観光振興

道路整備

生活環境施設等整備

【主な事業】

災害防除(道路整備)

崖崩れや落石等の恐れのある斜面について、災害を未然に防止する斜面の防護工事を行う。



父島循環線斜面

小中学校(生活環境施設等整備)

教育環境の改善のため、築後50年以上経過し、老朽化した小中学校の改築を行う。



小笠原小中学校（イメージ）

砂防(生活環境施設等整備)

豪雨時に土石流が懸念される河川において下流の人家の被害を防止する砂防施設を整備する。



北袋沢地区第一沢堰堤
(イメージ)

小笠原諸島振興開発費補助金(ソフト事業)

診療所運営

医療施設の運営支援
(唯一の医療機関である診療所の運営に対する支援を行う。)



小笠原村診療所

病害虫等防除対策

指定病害虫であるミカンコミバエの再侵入警戒調査やアフリカマイマイの防除・試験研究等を行う。

各種調査(観光関係)

直轄調査経費

小笠原諸島の自立的発展に向けた産業振興等に関する調査を行う。

小笠原総合事務所運営費

国の行政機関の権限に属する事務を処理するために設置された小笠原総合事務所の運営経費

全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行している一方、我が国の食料の安定供給拠点であるなど、国土政策上の重要な構成要素である半島地域の自立的発展、定住の促進を図るため、多様な主体が連携・協力して実施する広域的な取組の促進を図るための支援及び半島振興施策の立案に資する調査を実施する。

半島振興広域連携促進事業

改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

※下線部分につき令和8年度拡充

- **対象**：地域の特性を活かしながら、複数の取組主体により広域的に実施される以下の事業
 - ・ **交流・定住促進事業**：交流活動、地域情報発信、定住情報提供、定住環境整備（簡易な施設整備）
 - ・ **産業振興事業**：特産品開発、特産品販売促進
 - ・ **防災・物流強化事業**：防災体制構築、災害時を想定した物流強化
防災環境整備（簡易な施設整備）
- **補助対象**：道府県、市町村等（協議会形式）
- **補助率**：事業費の1/2以内



多様な地域資源を
活かした
特産品開発、販路拡大



多様な主体が
連携・協力した
広域的な防災協定



ドローンを活用した
新スマート物流
実装事業の取組

半島地域振興調査

半島振興法改正後、令和7年度を通じて道府県が作成した半島振興計画を基に、実地調査やヒアリングなど、今後の半島振興施策の立案に資する調査・分析を実施する。

○ 背景・目的

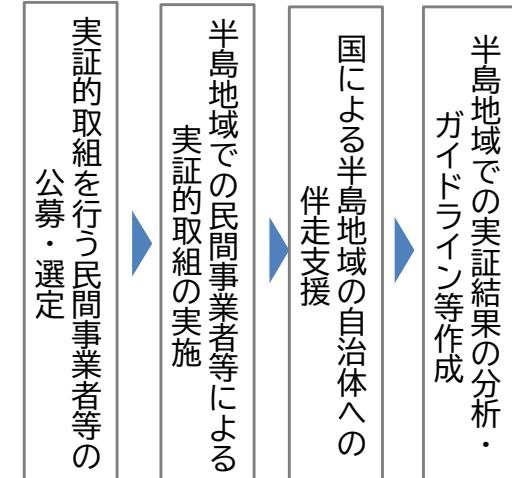
- 令和7年4月に、半島振興法が改正。改正法では、令和6年能登半島地震におけるライフラインの寸断・途絶、集落の孤立など半島地域特有の被害に鑑み、「半島防災」の概念を追加。
- 我が国の近年の災害発生状況を鑑みるに、地理的制約のある半島地域の防災性向上は急務であり、各道府県による半島振興計画策定後には、速やかに半島防災等の取組を実行に移す必要があり、即効性のあるソフト的事業を中心に速やかに推進を図ることが必要。

○ 事業概要

- 半島防災等の取組に関し、民間事業者やNPO等から技術やノウハウを国が公募。モデルとなる半島地域において、当該事業者と自治体による災害発生時に必要となる人材及び資材の供給体制の構築や災害に備えるための広域的な防災連携・役割分担等に係る実証調査を実施。実証調査の際は、国が自治体を伴走支援。
- 実証調査にて得られた知見を分析して、半島防災等のガイドラインや好事例等として全ての半島地域へ横展開を実施。

(具体的な技術やノウハウの例)

- ・自治体間の物資連携、陸路寸断時の新たな海上輸送手段、インスタント建築、オフグリッド活用(水循環型手洗いスタンド)等



豪雪地帯安全確保緊急対策交付金

令和8年度予算額： 54百万円（前年度： 60百万円）
令和7年度補正予算額： 100百万円（前年度： 100百万円）

概要

豪雪地帯において、除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体（道府県及び市町村）を支援する。

対象事業

※下線部分につき令和8年度拡充

○ 地域安全克雪方針策定事業（補助率10/10）※事業実施主体は市町村

自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。（関係機関との事前調整を含む）

○ 安全克雪事業（補助率1/2）※事業実施主体は道府県・市町村

地域の除排雪体制整備や安全対策の普及など方針策定に並行して行う試行的な取組や、方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組（方針策定後3年以内）に対して支援を行う。

＜試行的な取組の例＞

- ・地域の除排雪の体制づくり（除排雪体制の構築、除排雪のための装備・資機材の購入、堆雪場等としての一時使用 等）
- ・要援護世帯等における除排雪の支援（要援護世帯等への屋根雪下ろし・間口除雪支援 等）
- ・所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり
- ・安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成（移住間もない世帯への支援を含む）
- ・克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入



雪下ろし実技講習

＜実装化の取組の例＞

- ・地域の除排雪体制の定着（地域間の連携体制の構築、除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透、除排雪業務の効率化 等） 等

活用・効果

地域安全克雪方針策定への支援、除排雪の体制づくりへの支援を実施することで、除排雪時の死傷事故の低減が図られる。

3. 防災・減災への機動的な対応

気候変動の影響等により豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度途中に緊急的かつ機動的に予算を配分し、防災・減災対策等の強化を図る公共事業を支援する。

対象事業

災害対策事業

- ◆災害を受けた地域等において、災害復旧事業による対応が出来ない場合の再度災害防止等の対策



豪雨による水害の発生

対策の実施



早期の効果発現



崖崩れによる交通規制の発生

対策の実施



早期の効果発現

公共交通安全対策事業

- ◆交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）

事前防災対策事業

- ◆突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題への追加対策（公共交通の安全確保を含む）

- 緊急的な再度災害防止対策及び事故の再発防止対策の実施により、国民の安全・安心を確保する。
- 突発的な事象への緊急対策等により、防災・減災対策の早期効果の発現を図る。